



長 第 2 1 7 号  
令和5年 6月15日

和歌山県老人福祉施設協議会長  
和歌山県老人保健施設協議会長  
和歌山県訪問介護事業所協議会長  
和歌山県訪問看護ステーション連絡協議会長

} 様

和歌山県福祉保健部  
介護サービス指導室長  
(公印省略)

令和5年度和歌山県介護事業所等サービス提供体制確保事業補助金（令和4年度分）  
の交付申請について（周知）

標記について、別添のとおり各高齢者サービス事業者あて通知しましたので、周知いたします。

担当

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局  
長寿社会課 介護サービス指導室

TEL : 073-441-2527

FAX : 073-441-2523

長 第 2 1 7 号  
令和5年 6月15日

各高齢者サービス事業者代表者 様

和歌山県福祉保健部  
介護サービス指導室長  
(公印省略)

令和5年度和歌山県介護事業所等サービス提供体制確保事業補助金（令和4年度分）  
の交付申請について（周知）

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の適切な実施について、感謝申し上げます。

県では、新型コロナウイルスの感染者が発生した事業所・施設等、濃厚接触者に対応した事業所・施設等を対象に、通常の介護サービスの提供時では想定されない、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに支払いを完了したかかり増し経費等に対して下記の通り標記補助金の募集を開始します。

詳しくは、きのくに介護deネット内(<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/>)、「令和5年度介護サービス事業所等サービス提供体制確保事業補助金」をご確認いただき、交付を希望する場合は、期限内に交付申請書等関係書類の提出をお願いします。

また、本通知は、法人に対してのみ送付していますので、必ず傘下の事業所・施設等あて周知いただきますようお願いいたします（補助金の交付申請は、原則として、法人において複数の事業所等分をまとめて申請をお願いします）。

#### 記

#### 1. 募集する補助金の対象

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに支払いを完了したかかり増し経費等  
※令和5年4月1日以降に支払いを完了したものではありませんので、ご注意ください。

#### 2. 申請書の提出期間

令和5年6月15日から令和5年7月31日まで

#### 3. 提出方法

電子申請又は電子メールにより申請ください。

①電子申請の場合：下記アドレスから申請ください。

<https://shinsei.pref.wakayama.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=AKKkywvq>

②電子メールの場合：メールタイトルを「(法人名)和歌山県介護事業所等サービス提供体制確保事業補助金交付申請」としていただき、下記メールアドレスあて送付ください。

e0403004@pref.wakayama.lg.jp

(和歌山県長寿社会課介護サービス指導室あて)

※原則郵送での受付は行っておりませんので、ご注意ください。

#### 4. その他

交付申請の審査にあたって、申請者に対して新型コロナウイルスの感染状況が確認できる根拠資料の提出を求めることがありますので、追加資料の提出依頼があった場合は資料を提出ください。

#### 担当

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局  
長寿社会課 介護サービス指導室

TEL : 073-441-2527

FAX : 073-441-2523